

## 市民文化局情報化推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 局情報化推進委員会設置要綱（平成19年3月30日川総シ企第1351号）第1条の規定に基づき、市民文化局情報化推進委員会（以下「情報化推進委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 情報化推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市民文化局市民生活部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) パラムーブメント推進担当課長
- (2) 市民生活部庶務課長
- (3) 市民生活部企画課長
- (4) 市民生活部地域安全推進課長
- (5) 市民生活部戸籍住民サービス課長
- (6) 多文化共生推進課長
- (7) コミュニティ推進部協働・連携推進課長
- (8) コミュニティ推進部市民活動推進課長
- (9) コミュニティ推進部区政推進課長
- (10) 人権・男女共同参画室担当課長
- (11) 市民スポーツ室担当課長
- (12) 市民文化振興室担当課長

### (会議等)

第3条 情報化推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

3 情報化推進委員会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (所掌事務)

第4条 情報化推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 局内の情報化施策の推進に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項

### (検討部会)

第5条 情報化推進委員会に、局内の情報化施策に係る課題に関する専門的な調査検討を行うため、必要に応じて検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

### (庶務)

第6条 情報化推進委員会及び検討部会の庶務は、市民文化局市民生活部庶務課において処理する。

### (その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。